

報道関係者 各位

平成 28 年 4 月 1 日

【照会先】

社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室

室長補佐 安西 慶高 (内線 2129)

室長補佐 福田 靖裕 (内線 2122)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)3533

## 「高齢者向け給付金」の申請受付状況を公表します

～ 3 月 31 日時点で 68 の市町村が申請受付を開始済み  
4 月上旬には 240 の市町村が申請受付を開始します ～

厚生労働省では、このたび、「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」の申請受付状況を取りまとめましたので、公表します。

この給付金は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するために実施しているものです。

申請受付期間は各市町村によって異なりますが、3 月 31 日時点ですでに 68 の市町村が申請受付を開始しており、また、4 月上旬には、240 の市町村が申請受付を開始する予定です。

厚生労働省では、テレビ・ラジオ・新聞によるメディア広報や、ポスター・チラシの設置、特設ホームページや専用ダイヤル(0570-037-192(オー!みな いいきゅうふ))などを通じて周知を図っていきます。

### 【高齢者向け給付金の概要】

支給対象者 : 平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成 29 年 3 月 31 日までに 65 歳以上になる方（ただし、生活保護制度の被保護者などは除きます）

※平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成 27 年度分の住民税が課税されていない方です。

（ただし、住民税において、課税者の扶養親族等になっている方は除きます）

支給額 : 一人につき 30,000 円

申請方法 : 給付金を受け取るためには、平成 27 年 1 月 1 日時点で住民票がある市町村へ申請が必要です。

申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。

各市町村の申請受付開始時期の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在の予定）

3 月 以前	4 月			5 月			6 月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
4%	14%	25%	17%	27%	9%	2%	2%

※各時期に申請受付を開始する市町村数の全市町村数に占める割合。

※各市町村の申請受付開始時期は、特設ホームページで確認できます。

## 【高齢者向け給付金に関するお問い合わせ先】

### ■特設コールセンター

0570-037-192（オー！みな いいきゅうふ）

9時～18時（平日のみ。ただし、4月1日から7月31日までは、土日祝も開設）

### ■特設ホームページ

「カクニンジャ」で検索。 <http://www.2kyufu.jp/>

### ■申請先の市町村

広報で使用するキャラクター「カクニンジャ」



[添付資料] 高齢者向け給付金チラシ